

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
告 示	
○特定水産資源の採捕の停止の命令（漁業管理課） （1・27揭示）	1
○保安林の解除の予定（治山林道課）	1
○公共測量の実施の通知（3件）（用地対策課）	1
○廃川敷地等が生じた件（河川課）	1
○道路の区域変更（道路課）	1
○道路の供用開始（〃）	2
公 告	
○森林病虫害等防除法による命令の内容 となる事項（伐倒及び薬剤による防 除）（木材増産推 進課）	2
○森林病虫害等防除法による命令の内容 となる事項（薬剤による防除）（〃）	2
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区 域に関する規則の一部を改正する規則（1・31揭示）	3

告 示

高知告示第56号の2
くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた令和6管理年度における知事管理漁獲可能量をを超えているため、同法第33条第2項第2号の規定に基づき、令和7年1月28日から同年3月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。
令和7年1月27日（揭示済）
高知県知事 濱田 省司

高知告示第70号
次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
令和7年2月7日
高知県知事 濱田 省司

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所

- 安芸市赤野字千足南甲3099の10、甲3099の11
2 保安林として指定された目的
魚つき
3 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第71号
高知県土木部幡多土木事務所宿毛事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年1月17日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年2月7日
高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
2 作業期間
令和7年1月24日から同年3月17日まで
3 作業地域
宿毛市平田町黒川

高知県告示第72号
高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年1月23日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年2月7日
高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、路線測量、用地測量）
2 作業期間
令和6年9月28日から令和7年2月24日まで
3 作業地域
宿毛市田ノ浦

高知県告示第73号
高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年1月23日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年2月7日
高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、路線測量、用地測量）
2 作業期間
令和6年10月1日から令和7年2月27日まで
3 作業地域
宿毛市藻津

高知県告示第74号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。
なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和7年2月7日
高知県知事 濱田 省司

- 1 河川の名称
二級河川室津川水系室津川
2 廃川敷地等が生じた年月日
令和7年2月7日
3 廃川敷地等の位置
右岸 室戸市領家字南門田41番3地先
右岸 〃 〃 〃 41番5地先
右岸 〃 〃 〃 41番6地先
右岸 〃 〃 〃 41番7地先
4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 784.33平方メートル
5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に高知県知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第75号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和7年2月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和7年2月7日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 窪川船戸
3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷 地 の 幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
高岡郡津野町桑ケ市 字掃部邸182番3か ら 高岡郡津野町桑ケ市 字掃部邸183番1ま で	前	5.7 〃 7.7	40
高岡郡津野町桑ケ市		7.7	

字掃部邸182番 2	後	12.7	40
------------	---	------	----

高知県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年2月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月7日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 493号
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村柏木字島田瀬山756番40地先から 安芸郡北川村和田字久保843番地先まで	2,628	令和7年2月8日

公 告

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和7年2月7日

高知県知事 濱田 省司

1 区域及び期間

(1) 区域

高知市、安芸市、土佐清水市、安芸郡安田町及び芸西村並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和7年2月7日から令和8年3月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びは

く皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額を知事がその者から徴収することがある。

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和7年2月7日

高知県知事 濱田 省司

1 区域及び期間

(1) 区域

土佐清水市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和7年2月7日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和7年2月7日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名

令和5年10月16日 5 高幡土開第1号	四万十市具同田黒一 丁目82番、83番2、 89番、90番	四万十市中村大橋 通四丁目10番地 四万十市長 中村 正宏
-------------------------	-------------------------------------	--

公 安 委 員 会 規 則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

高知県公安委員会規則第2号

**高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域
に関する規則の一部を改正する規則**

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の12 宿毛警察署の表宿毛警察署所在地の項中「宿毛市幸町7番54号」を「宿毛市希望ヶ丘5番地1」に改める。

附 則

この規則は、令和7年2月2日から施行する。